



政令第

号

学徒厚生審議会令

61-2
521

天野 474

24.6.24
肉指資料

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第二十四條
第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條 学徒厚生審議会（以下「審議会」という。）は、文部大臣の諮
問に應じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認
める事項を文部大臣に建議する。

- 一 奨学及び奨学制度に關する事項
- 二 学徒の厚生授課に關する事項
- 三 学徒の就職対策に關する事項
- 四 その他学徒の生活に關する事項

（組織）

第二條 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委
員を置くことができる。

第三條 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び關係各廳の職員
のうちから、文部大臣が任命する。

第四條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年と
し、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間と
する。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するもの
とする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第五條 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理す
る。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事
故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第六條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

4 審議会は、その定めるところによつて、部会の議決又は二以上の部会の合同の議決をもつて、審議会の議決とすることができる。

(職掌)

第七條 審議会は、委員及び職掌に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、職掌を開き、議決することができない。

2 審議会の職掌は、出席した委員及び職掌に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の職掌及び二以上の部会の合同の職掌に準用する。この場合において、二以上の部会の合同の職掌を整理する会長には、審議会の定めるところにより、その部会の部会長のうちの一人が當るものとする。

(庶務)

第八條 審議会の庶務は、文部省大学学務局において処理する。

(雜則)

第九條 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。